

【表紙】

| | |
|--------------------------------------|---------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 平成24年 8月29日提出 |
| 【発行者名】 | 国際投信投資顧問株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 吉松 文雄 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内三丁目 1番 1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 井口 文雄 |
| 【電話番号】 | 03 (5221) 6110 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | フリー・ファイナンシャル・ファンド |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 | 上限20兆円 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

フリー・ファイナンシャル・ファンド
（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

ファンドの委託者である国際投信投資顧問株式会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

20兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得日の前日の基準価額*とします。

取得日は、取得申込受付日の翌営業日とします。

ただし、当該基準価額が1口当たり1円を下回っているときには、当該取得の申込みに応じることはできません。この場合、当該取得の申込みは、取得申込みの受付日の翌営業日以降、最初に1口当たり1円となった計算日の基準価額（営業日の前日の基準価額に限ります。）による取得の申込みとみなします。

* 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権総口数で除した1口当たりの純資産額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。）

基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社（信託契約に係る委託者であり、以下「委託会社」という場合があります。）

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

（５）【申込手数料】

かかりません。

（６）【申込単位】

100万円以上1円単位（当初元本1口＝1円）

（７）【申込期間】

平成24年8月30日から平成25年8月29日までです。

ただし、取得の申込みの受付は、日本における販売会社の営業日に限り行われます。

* 申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社で申込みの取扱いを行います。

販売会社の照会先は以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311(フリーダイヤル)

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込代金*を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

* 申込代金は、取得日の前日の基準価額に申込口数を乗じて得た額です。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、三菱UFJ信託銀行株式会社(信託契約に係る受託者であり、以下、「受託会社」といいます。)の指定するファンドに係る口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

前記「(8)申込取扱場所」に同じです。

申込代金は取得の申込みを行った販売会社へ払込むものとします。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込みの方法

取得の申込みは、申込期間において、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

なお、信託財産の安定的な運用を行うため、申込みに制限を設ける場合があります。

取得申込みのときに販売会社との間で、フリー・ファイナンシャル・ファンドに係る「自動けいぞく投資約款*」に基づく契約の締結等の諸手続きが必要となります。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

ファンドは毎日決算を行い、原則として信託財産から生ずる利益の全額を収益分配金として計上します。収益分配金は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。収益分配金は毎月1回、1ヵ月分(前月の最終営業日(この信託の契約締結日を含む月については契約締結日)から当月の最終営業日の前日までの期間に係る収益分配金の合計金額)をまとめて、最終営業日に収益分配金に対する税金を差引いた後で自動的に無手数料で再投資されます。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

その他留意事項

- a. 金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。
- b. 申込代金には利息をつけません。
- c. 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

国内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーへの投資により、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

信託金の限度額

2兆円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

基本的性格

社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

商品分類表

| 単位型・追加型の別 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉となる資産) |
|-----------|--------|------------------------|
| 単位型投信 | 国内 | 株式 債券 |
| | 海外 | 不動産投信 |
| 追加型投信 | 内外 | その他資産 |
| | | 資産複合 |

(注) 該当する商品分類を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

| | |
|-------|--|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 国内 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 債券 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |

属性区分表

| 投資対象資産 (実際の組入資産) | 決算頻度 | 投資対象地域 |
|-------------------------|----------|---------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル |
| | 年2回 | 日本 |
| | 年4回 | 北米 |
| 債券 | | 欧州 |
| 一般 | 年6回(隔月) | アジア |
| 公債 | 年12回(毎月) | オセアニア |
| 社債 | | 中南米 |
| その他債券 | 日々 | アフリカ |
| クレジット属性(高格付債) | | 中近東(中東) |
| 不動産投信 | その他 | エマージング |
| その他資産 | | |
| 資産複合 | | |

(注) 該当する属性区分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

| | |
|----------------------------------|---|
| 債券(一般) | 公債 ^{*1} 、社債 ^{*2} 、その他債券 ^{*3} 属性にあてはまらない全てのものをいう。 |
| クレジット属性 (高格付債 ^{*4}) | 目論見書又は投資信託約款において、「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、併記することもできる。 |
| 日々 | 目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。 |
| 日本 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |

* 1 公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

* 2 社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

* 3 その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

* 4 高格付債・・・国際投信投資顧問株式会社の定義により、目論見書又は投資信託約款において、原則としてA格相当以上の債券を投資対象とする旨の記載のあるものをいう。

前記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)より確認してください。

ファンドの特色

特色1

国内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とします。

- ◆ 元本の安定性に配慮した運用を行います。
- ◆ 金利変動への対応を図りながら、常時適正な流動性を保持するように配慮します。

◆ わが国の政府および日本銀行が発行、もしくは保証する資産以外の有価証券への投資にあたっては、原則として組入時において1社以上の信用格付業者等より、以下の信用格付条件を1つ以上満たすものに投資します。

- ① P-2格またはA-2格相当以上の短期信用格付
- ② A-格またはA3格相当以上の長期信用格付
- ③ 信用格付がない場合、委託会社が上記①、②と同等の信用力を有すると判断したもの

- ◆ 投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間または取引期間が1年以内のものとしします。
- ◆ 外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限ります。
- ◆ 投資するわが国の政府および日本銀行が発行、もしくは保証する資産以外の有価証券は、組入時において、純資産総額に対し1発行体あたり原則10%を組入れの上限とします。

※ 資金動向や市況動向等によっては、特色1のような運用ができない場合があります。

特色2

毎日決算を行い、運用収益は原則として全額分配します。

- ◆ 値動きのある有価証券に投資を行いますので、収益分配金は運用の実績により変動します。あらかじめ一定の成果をお約束するものではありません。
- ◆ 収益分配金は、税金を差引いた後、毎月の最終営業日に1ヵ月分まとめて自動的に無手数料で再投資されます。

特色3

購入・換金の申込みは、原則としていつでもできます。

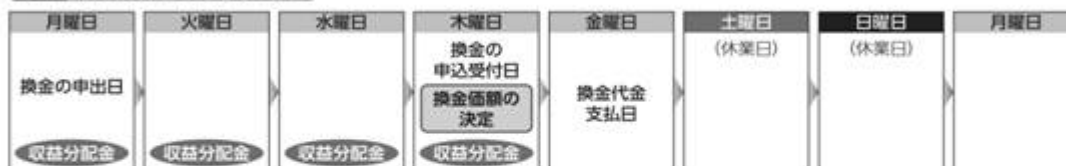
購入について

- ◆ 購入の申込みは100万円以上1円単位です。購入手数料はかかりません。購入価額は購入日の前日の基準価額とします。購入日は、購入の申込受付日の翌営業日とします。

換金について

- ◆ 換金の申込みは1口単位です。換金価額は、換金の申込受付日の翌営業日の前日の基準価額となります。換金の申込受付日は、換金の申出日から起算して4営業日目とします。換金手数料はかかりません。
- ◆ 換金代金は、換金の申込受付日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の収益分配金を含めた額とします。
- ◆ 換金代金は、原則として換金の申出日から起算して5営業日目に、販売会社において、投資者（受益者）にお支払いします。

例1 祝日・休日を伴わない場合



例2 祝日・休日を伴う場合



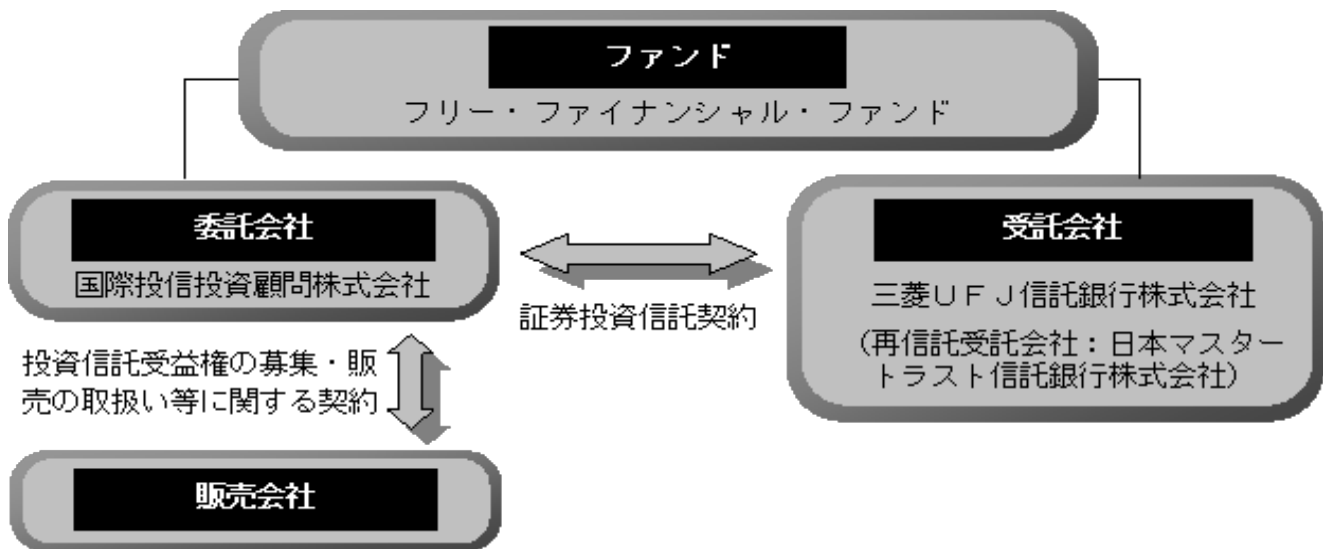
※ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の購入・換金の申込みには制限を設ける場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成19年6月18日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

- a. 委託会社（国際投信投資顧問株式会社）
ファンドの運用指図、運用報告書の作成等を行います。
- b. 受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社、再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- c. 販売会社
受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約の概要

- a. 証券投資信託契約（委託会社と受託会社との契約）
証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。
- b. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約（委託会社と販売会社との契約）
受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

委託会社の概況

- a. 資本金（平成24年6月末現在）
26億8千万円
- b. 沿革
昭和58年3月1日 国際投信委託株式会社設立
昭和59年12月12日 国際投資顧問株式会社設立
平成9年7月1日 両社の合併により国際投信投資顧問株式会社に商号変更
- c. 大株主の状況（平成24年6月末現在）

| 氏名または名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|---------------------|-------------------|--------|--------|
| 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 | 7,161株 | 55.09% |

| | | | |
|---------------|-----------------------|--------|--------|
| 株式会社野村総合研究所 | 東京都千代田区丸の内一丁目 6番5号 | 1,400株 | 10.77% |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内二丁目 7番1号 | 899株 | 6.91% |

- d. 金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第326号

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

国内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーへの投資により、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

投資態度

元本の安定性に配慮した運用を行うため、国内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、金利変動への対応を図りながら、常時適正な流動性を保持するように配慮します。

* 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

国内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類(約款第16条)

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、(5) 信託約款に定める投資制限の および に定めるものに限り、)に係る権利
- c. 約束手形
- d. 金銭債権

運用の指図範囲(約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を、主として、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- a. 国債証券
- b. 地方債証券
- c. 特別の法律により法人の発行する債券
- d. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものを含みます。)に限り、)
- e. コマーシャル・ペーパー
- f. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a. から e. の証券の性質を有するもの
- g. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- h. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- i. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、)
- j. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

k．外国の者に対する権利でj．の有価証券の性質を有するもの

なお、a．からd．までの証券およびf．の証券のうちa．からd．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲（約款第17条第2項）

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形
- e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f．外国の者に対する権利でe．の権利の性質を有するもの

特別な場合の金融商品による運用（約款第17条第3項）

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa．からf．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

- a．先物取引等
- b．スワップ取引

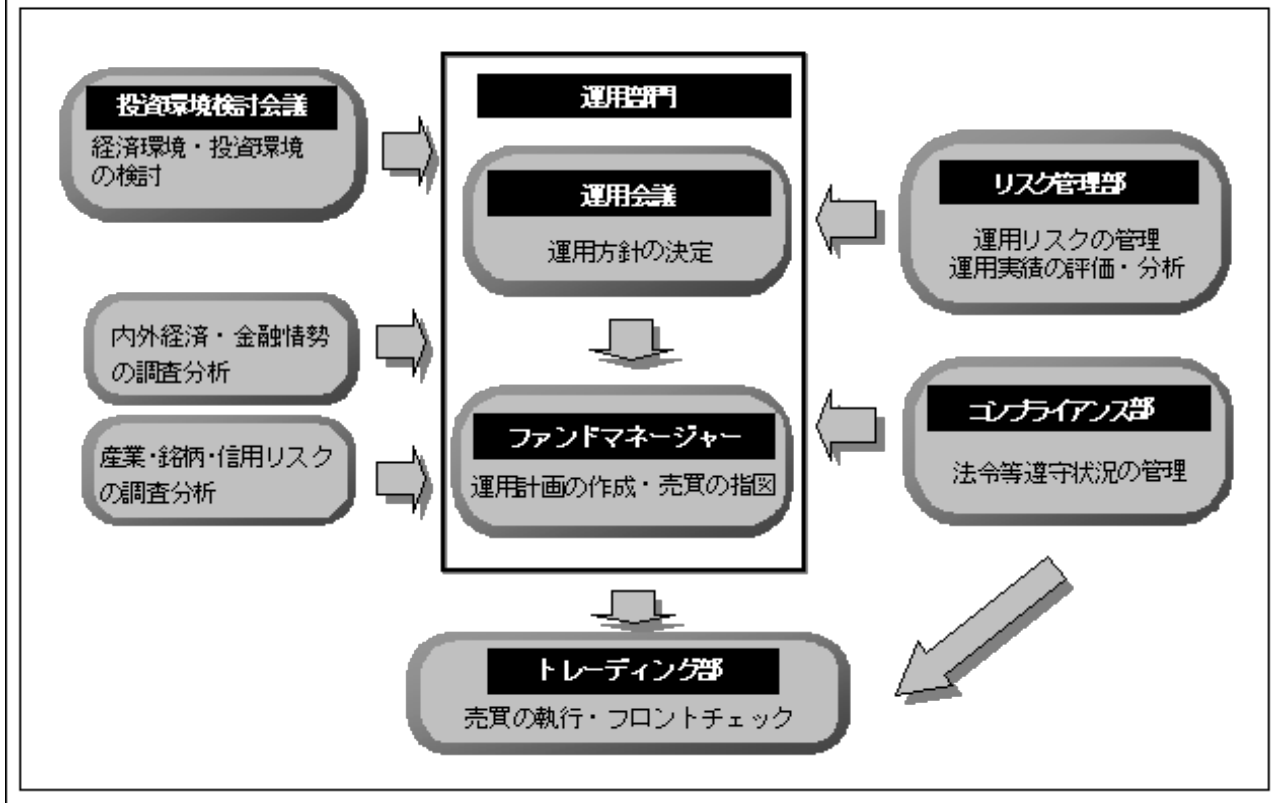
（3）【運用体制】

ファンドの運用に関する主な会議および組織は次の通りです。（平成24年6月末現在）

| 会議 | 役割・機能 |
|----------|---|
| 投資環境検討会議 | 原則として月1回投資環境検討会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行います。 |
| 運用会議 | 原則として月1回運用会議を開催し、運用方針ならびに収益分配金および収益分配金の決定に関する方針の決定を行います。 |

| 組織 | 役割・機能 |
|------------------|--|
| 運用部門（ファンドマネージャー） | ファンドマネージャーは運用会議に運用方針計画書を提出し承認された後、運用実施計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。 |

運用体制図



参考

ファンドの運用は、運用部門の債券運用部が担当し、ファンドマネージャー3名で運用を行い、トレーディング部、リスク管理部、コンプライアンス部においては総勢30名程度で上記業務に当たっております。

運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

委託会社は、「組織規程」において、ファンドの運用方針等を決定する機関として運用会議をおくなどの運用体制を定めています。ファンドマネージャー（運用担当者）の適正な行動基準の確立のために「運用担当者規則」を定めています。

関係法人に関する管理体制は次の通りです。

委託会社は、受託会社より年1回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書入手し、その内容の確認を行っています。

（注）組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎日決算を行い、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を収益分配金に充当します。

収益分配金の交付

収益分配金は毎月１回、１ヵ月分（前月の最終営業日（この信託の契約締結日を含む月については契約締結日）から当月の最終営業日の前日までの期間に係る収益分配金の合計金額）をまとめて、最終営業日に収益分配金に対する税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

（注）再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益の分配方式

毎計算期間の末日における収益分配前の信託財産の純資産総額が当該元本の額（１万口当たり１万円とします。以下同じ。）を超過する額は、その全額を収益分配金として計上します。

（５）【投資制限】

信託約款に定める投資制限

外貨建資産への投資割合（約款 運用の基本方針３．投資制限（１））

外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとし、投資割合には制限を設けません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第20条）

a．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

（a）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（b）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

（c）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

b．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（a）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（b）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上

の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額、以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

- (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第21条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第22条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の借入れ（約款第23条）

- a. 委託会社は、資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、借入れに係る公社債の時価総額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第24条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図（約款第25条）

委託会社は、円貨で約定し、円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された有価証券が、円貨での決済が困難になる事態が発生した場合に限り、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。ただし、この場合においては、可能な限り速やかに当該外貨建資産を売却することとします。

資金の借入れ（約款第33条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 資金借入総額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内の額とします。
- e. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令等による投資制限

デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

ファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。

(主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。)

基準価額は、組入有価証券等の値動等により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。したがって、投資信託は預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

金利変動リスク

ファンドの主要投資対象である公社債等の価格は、一般的に金利が上昇した場合には下落し、ファンドの基準価額の下落要因となります。

信用リスク

投資している有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

市場リスク

投資対象国の景気、経済、社会情勢等により市況全体が下落した場合には、その影響を受けることがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

その他の主な留意点

- a．信託契約締結日から3年目を経過した日以降に受益権の総口数が30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b．法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、運用部門から独立した部門において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

トレーディング部

株式、公社債等の売買執行および発注に伴うフロントチェックを行います。

コンプライアンス部

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理部

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査部

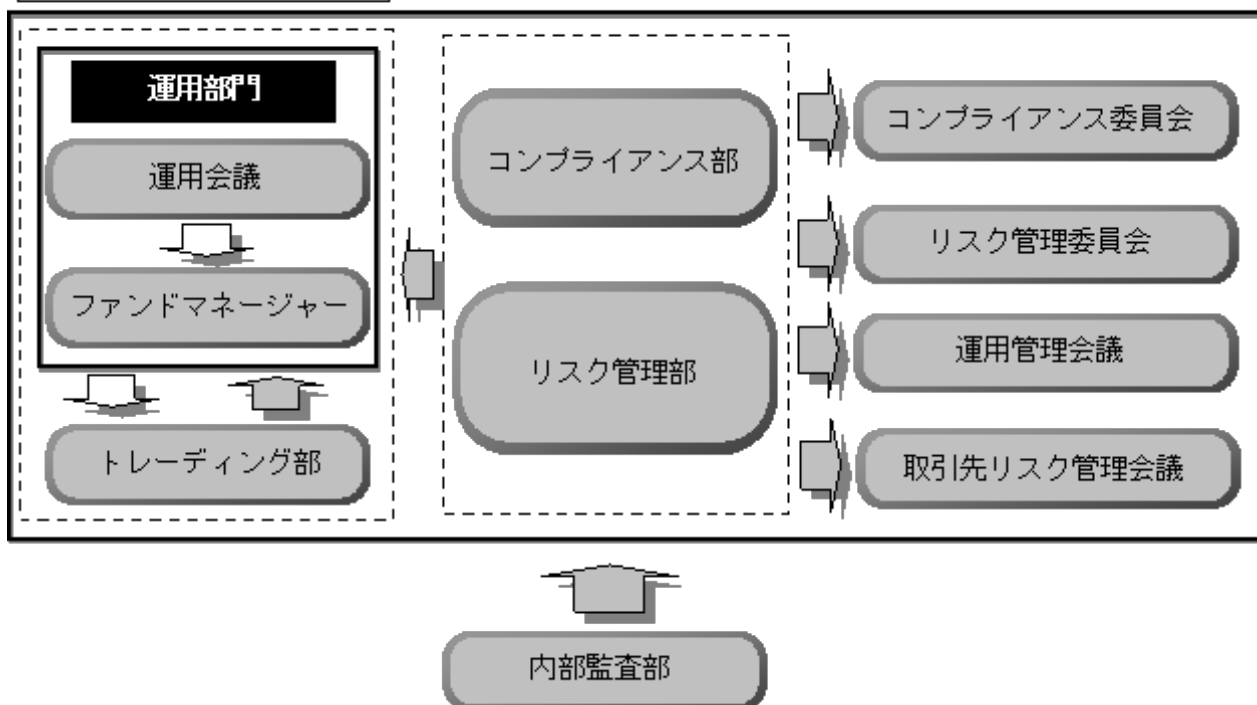
委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評

価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

この他に、投資リスク管理に関して、以下の会議体を設けています。

- * コンプライアンス委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る法令等遵守状況、その他コンプライアンス上、重要な個別案件に関する審議、改善策等の検討を行っています。
- * リスク管理委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る運用リスク等に関する審議、改善策の検討を行っています。
- * 運用管理会議（原則、毎月開催）において、原則として、全ファンドの運用実績の状況を報告するとともに、必要に応じて特定のファンドに対する詳細な分析を実施し、必要な改善策等の提言を行っています。
- * 取引先リスク管理会議（原則、四半期毎に開催）において、信託財産の運用に係る運用リスクのうち、取引相手先の決済不履行リスク（カウンターパーティー・リスク）に関する管理方針等の検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制図



* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

かかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

(3)【信託報酬等】

- a. 信託報酬の総額は、信託元本の額に、年0.7%以内の率で次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。

| 計算日の信託報酬控除前の運用収益率 | 信託報酬率 |
|-------------------|---------------|
| 年7%超の場合 | 年0.7%以内 |
| 年2%超7%以下の場合 | 運用収益率×10%以内の率 |
| 年1%超2%以下の場合 | 年0.2%以内 |
| 年1%以下の場合 | 運用収益率×20%以内の率 |

計算日の信託報酬控除前の運用収益率とは、収益等（繰越利益金を除きます。）の合計額から経費等（信託報酬を除きます。）の合計額を控除した金額を、計算日における信託元本の額で除して得た率を年率換算したものをいいます。

- b. ただし、当該運用収益率がマイナスの場合の信託報酬率は零とします。
c. 信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の平成24年6月末現在の支払先および配分は、以下の通りです。

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|----------------------|----------------------|---------------------|
| 信託報酬率に 20.0%を乗じた率 | 信託報酬率に 73.2%を乗じた率 | 信託報酬率に 6.8%を乗じた率 |

- * 販売会社の配分率には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。

(4)【その他の手数料等】

信託事務の諸費用

- a. 信託財産に関する租税、監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
b. 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末に、信託元本の額に一定率（年0.000525%（税抜0.000500%））を乗じて得た額とし、毎月の最終営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

売買・保管等に要する費用

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

資金の借入れ

一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。

- * 売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載するこ

とはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する平成24年6月末現在における課税については、以下のような取扱いとなります。ただし、税制等が改正された場合等は、変更になる場合があります。

個人の受益者に対する課税

- a. 個人の受益者が支払いを受ける収益分配金および元本超過額については、以下の税率による源泉分離課税が行われます。

| 期間 | 税率等 |
|------------------------------|---------------------------------|
| 平成24年12月31日まで | 20.000%（所得税15.000% 地方税5.000%） |
| 平成25年1月1日から 平成49年12月31日まで | 20.315%*（所得税15.315%* 地方税5.000%） |

* 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの税率には、復興特別所得税が含まれています。

- b. マル優制度の利用

少額貯蓄非課税制度（マル優制度）を利用する受益者は、非課税となります。

マル優制度利用の場合、一人当たり元本350万円（既に利用している場合は、その金額を差引いた額）までについて、解約金、収益分配金および償還金に対する課税は行われません。（ただし、販売会社により利用できない場合があります。）

* マル優制度は平成18年1月に障害者などに対する少額貯蓄非課税制度に改組されました。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金および元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。

| 期間 | 税率等 |
|------------------------------|---------------------------------|
| 平成24年12月31日まで | 20.000%（所得税15.000% 地方税5.000%） |
| 平成25年1月1日から 平成49年12月31日まで | 20.315%*（所得税15.315%* 地方税5.000%） |

* 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの税率には、復興特別所得税が含まれています。

換金時は、換金に係る受益権に帰属する再投資前の収益分配金に対して課税が行われます。

また、償還時は、償還金の元本超過額および償還に係る受益権に帰属する収益分配金に対して課税が行われます。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成24年6月30日現在)

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-------------------------|----|----------------|---------|
| コマーシャル・ペーパー | 日本 | 16,999,258,662 | 36.59 |
| 現金・預金・その他の資産 (負債控除後) | | 29,453,775,706 | 63.41 |
| 合計(純資産総額) | | 46,453,034,368 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(全銘柄)

(平成24年6月30日現在)

| 順位 | 国/ 地域 | 種類 | 銘柄名 | 券面総額 | 帳簿価額 | | 評価額 | | 利率 (%) | 償還期限 | 投資 比率 (%) |
|----|----------|--------------------|--------------------|---------------|-----------|---------------|-----------|---------------|-----------|------|-----------------|
| | | | | | 単価 (円) | 金額(円) | 単価 (円) | 金額(円) | | | |
| 1 | 日本 | コマー シャル ペーパー | 三井住友ファイナンス& リース | 4,000,000,000 | - | 3,999,861,920 | - | 3,999,861,920 | - | - | 8.61 |
| 2 | 日本 | コマー シャル ペーパー | みずほフィナンシャルグ ループ | 4,000,000,000 | - | 3,999,758,916 | - | 3,999,758,916 | - | - | 8.61 |
| 3 | 日本 | コマー シャル ペーパー | 興銀リース | 3,000,000,000 | - | 2,999,875,731 | - | 2,999,875,731 | - | - | 6.45 |
| 4 | 日本 | コマー シャル ペーパー | 日産自動車 | 2,000,000,000 | - | 1,999,965,480 | - | 1,999,965,480 | - | - | 4.30 |
| 5 | 日本 | コマー シャル ペーパー | 日野自動車 | 2,000,000,000 | - | 1,999,959,342 | - | 1,999,959,342 | - | - | 4.30 |
| 6 | 日本 | コマー シャル ペーパー | 興銀リース | 1,000,000,000 | - | 999,937,866 | - | 999,937,866 | - | - | 2.15 |
| 7 | 日本 | コマー シャル ペーパー | クラレ | 1,000,000,000 | - | 999,899,407 | - | 999,899,407 | - | - | 2.15 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(平成24年6月30日現在)

| 国内 / 外国 | 種類 | 投資比率 (%) |
|---------|-------------|----------|
| 国内 | コマーシャル・ペーパー | 36.59 |
| 合計 | | 36.59 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年6月30日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

| | 純資産総額（百万円） | | 基準価額（円） | |
|---------------------|------------|--------|---------|--------|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第1特定期間（平成19年11月30日） | 17,631 | 17,671 | 10,000 | 10,022 |
| 第2特定期間（平成20年5月31日） | 26,384 | 26,452 | 10,000 | 10,026 |
| 第3特定期間（平成20年11月30日） | 37,192 | 37,291 | 10,000 | 10,027 |
| 第4特定期間（平成21年5月31日） | 44,310 | 44,363 | 10,000 | 10,012 |
| 第5特定期間（平成21年11月30日） | 42,166 | 42,189 | 10,000 | 10,006 |
| 第6特定期間（平成22年5月31日） | 60,259 | 60,287 | 10,000 | 10,005 |
| 第7特定期間（平成22年11月30日） | 45,122 | 45,143 | 10,000 | 10,005 |
| 第8特定期間（平成23年5月31日） | 59,526 | 59,553 | 10,000 | 10,005 |
| 第9特定期間（平成23年11月30日） | 45,490 | 45,509 | 10,000 | 10,004 |
| 第10特定期間（平成24年5月31日） | 49,755 | 49,776 | 10,000 | 10,004 |
| 平成23年6月末日 | 54,762 | | 10,000 | |
| 7月末日 | 48,012 | | 10,000 | |
| 8月末日 | 46,930 | | 10,000 | |
| 9月末日 | 46,529 | | 10,000 | |
| 10月末日 | 52,149 | | 10,000 | |
| 11月末日 | 45,490 | | 10,000 | |
| 12月末日 | 42,885 | | 10,000 | |
| 平成24年1月末日 | 45,395 | | 10,000 | |
| 2月末日 | 44,869 | | 10,000 | |
| 3月末日 | 50,128 | | 10,000 | |
| 4月末日 | 49,679 | | 10,000 | |
| 5月末日 | 49,755 | | 10,000 | |
| 6月末日 | 46,453 | | 10,000 | |

(注1) 分配付純資産総額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間（6ヵ月毎）に支払われた1口当たりの分配付基準価額を乗じて算出しております。

(注2) 基準価額は1単位（1万口）当たりの純資産総額です。

【分配の推移】

| | 計算期間 | 1万口当たりの分配金（円） |
|---------|--------------------------------|---------------|
| 第1特定期間 | 自 平成19年 6月18日 至 平成19年11月30日 | 22.449 |
| 第2特定期間 | 自 平成19年12月 1日 至 平成20年 5月31日 | 25.693 |
| 第3特定期間 | 自 平成20年 6月 1日 至 平成20年11月30日 | 26.508 |
| 第4特定期間 | 自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日 | 12.078 |
| 第5特定期間 | 自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日 | 5.645 |
| 第6特定期間 | 自 平成21年12月 1日 至 平成22年 5月31日 | 4.694 |
| 第7特定期間 | 自 平成22年 6月 1日 至 平成22年11月30日 | 4.628 |
| 第8特定期間 | 自 平成22年12月 1日 至 平成23年 5月31日 | 4.522 |
| 第9特定期間 | 自 平成23年 6月 1日 至 平成23年11月30日 | 4.221 |
| 第10特定期間 | 自 平成23年12月 1日 至 平成24年 5月31日 | 4.206 |

【収益率の推移】

| | 計算期間 | 収益率（％） |
|---------|--------------------------------|--------|
| 第1特定期間 | 自 平成19年 6月18日 至 平成19年11月30日 | 0.2 |
| 第2特定期間 | 自 平成19年12月 1日 至 平成20年 5月31日 | 0.3 |
| 第3特定期間 | 自 平成20年 6月 1日 至 平成20年11月30日 | 0.3 |
| 第4特定期間 | 自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日 | 0.1 |
| 第5特定期間 | 自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日 | 0.1 |
| 第6特定期間 | 自 平成21年12月 1日 至 平成22年 5月31日 | 0.0 |
| 第7特定期間 | 自 平成22年 6月 1日 至 平成22年11月30日 | 0.0 |
| 第8特定期間 | 自 平成22年12月 1日 至 平成23年 5月31日 | 0.0 |
| 第9特定期間 | 自 平成23年 6月 1日 至 平成23年11月30日 | 0.0 |
| 第10特定期間 | 自 平成23年12月 1日 至 平成24年 5月31日 | 0.0 |
| | 自 平成24年 6月 1日 至 平成24年 6月30日 | 0.0 |

（注）収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。

なお、第1特定期間の収益率は、額面価額を基準に算出しています。

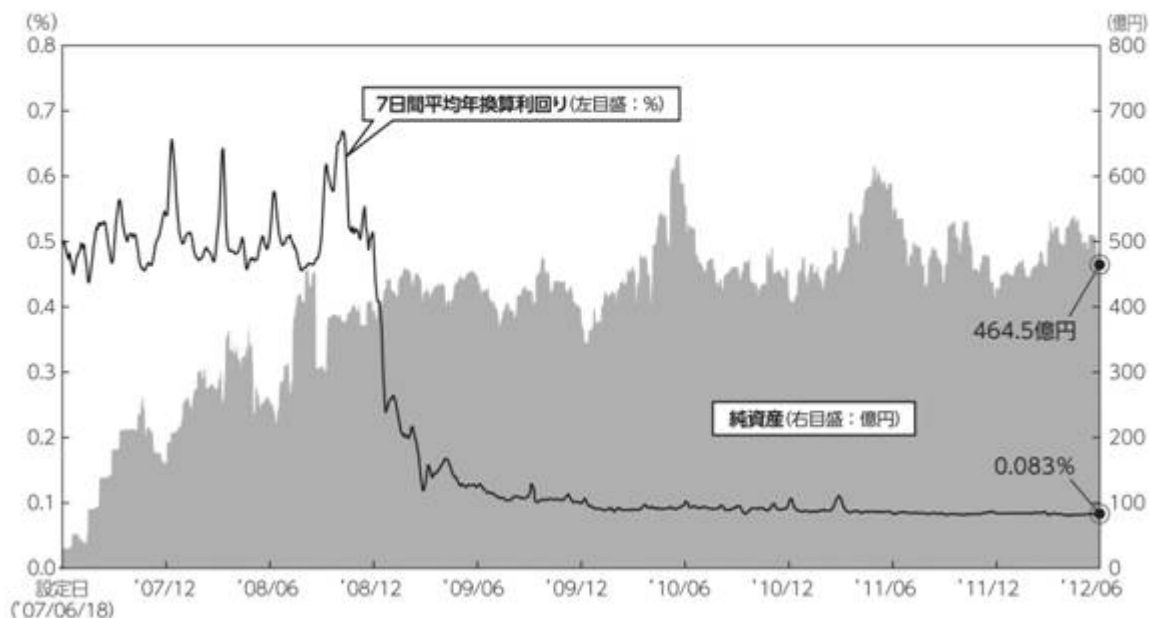
（ご参考）その他の運用実績



運用実績 （最新の運用実績は委託会社のホームページにてご確認ください。）

2012年6月30日現在

■ 7日間平均年換算利回り・純資産の推移



■ 主要な資産の状況 ※比率とは、当ファンドの純資産に対する比率です。

● 資産構成

| 内訳 | 比率(%) |
|----------------------------|----------------|
| コマーシャル・ペーパー (うち現先・レボ取引) | 96.9 (60.3) |
| 現金等 | 3.1 |
| 合計 | 100.0 |

※現金等には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

● 主要な組入銘柄(評価額上位)

| 種類 | 発行体名 | 比率(%) |
|----|-------------------------------|-------|
| 1 | コマーシャル・ペーパー 三井住友ファイナンス&リース | 8.6 |
| 2 | コマーシャル・ペーパー みずほフィナンシャルグループ | 8.6 |
| 3 | コマーシャル・ペーパー 興銀リース | 6.5 |
| 4 | コマーシャル・ペーパー 日産自動車 | 4.3 |
| 5 | コマーシャル・ペーパー 日野自動車 | 4.3 |
| 6 | コマーシャル・ペーパー 興銀リース | 2.2 |
| 7 | コマーシャル・ペーパー クラレ | 2.2 |
| 8 | — | — |
| 9 | — | — |
| 10 | — | — |

※発行体名は略称表記です。

注記事項

- ・当ファンドにはベンチマークはありません。
- ・7日間平均年換算利回りは7日間の収益分配金(課税前)の平均を年率換算したものです。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

(4) 【設定及び解約の実績】

| | 計算期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） | 発行済口数（口） |
|---------|--------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 第1特定期間 | 自 平成19年 6月18日 至 平成19年11月30日 | 31,980,719,488 | 14,348,760,824 | 17,631,958,664 |
| 第2特定期間 | 自 平成19年12月 1日 至 平成20年 5月31日 | 78,733,176,500 | 69,980,448,416 | 26,384,686,748 |
| 第3特定期間 | 自 平成20年 6月 1日 至 平成20年11月30日 | 69,190,002,124 | 58,381,913,011 | 37,192,775,861 |
| 第4特定期間 | 自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日 | 45,977,880,247 | 38,860,365,208 | 44,310,290,900 |
| 第5特定期間 | 自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日 | 33,932,583,909 | 36,076,757,874 | 42,166,116,935 |
| 第6特定期間 | 自 平成21年12月 1日 至 平成22年 5月31日 | 72,616,160,905 | 54,523,093,582 | 60,259,184,258 |
| 第7特定期間 | 自 平成22年 6月 1日 至 平成22年11月30日 | 43,263,942,193 | 58,400,165,605 | 45,122,960,846 |
| 第8特定期間 | 自 平成22年12月 1日 至 平成23年 5月31日 | 56,942,974,977 | 42,539,773,195 | 59,526,162,628 |
| 第9特定期間 | 自 平成23年 6月 1日 至 平成23年11月30日 | 50,018,678,930 | 64,054,178,385 | 45,490,663,173 |
| 第10特定期間 | 自 平成23年12月 1日 至 平成24年 5月31日 | 43,669,736,996 | 39,404,455,458 | 49,755,944,711 |
| | 自 平成24年 6月 1日 至 平成24年 6月30日 | 5,638,437,031 | 8,941,349,756 | 46,453,031,986 |

(注) 第1特定期間の設定口数には当初設定時の設定口数を含んでおります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・ 取得の申込みは、申込期間において、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の取得申込みには制限を設ける場合があります。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。
取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(1) 申込単位

100万円以上1円単位（当初元本1口＝1円）

(2) 申込手数料

かかりません。

(3) 申込価額

取得日の前日の基準価額とします。

取得日は、取得申込受付日の翌営業日とします。

ただし、当該基準価額が1口当たり1円を下回ったときには、当該取得の申込みに応じることはできません。この場合、当該取得の申込みは、取得申込みの受付日の翌営業日以降、最初に、追加信託に係る基準価額が1口当たり1円となった計算日の基準価額による取得の申込みとみなします。

(4) 払込期日

取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

2【換金（解約）手続等】

- ・ 申出日から起算して4営業日目を換金（解約）の申込受付日とします。
信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消すことがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとし、当該基準価額の計算日の翌営業日の前日の基準価額とします。
換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

(1) 解約単位

1口単位（当初元本1口＝1円）

- (2) 解約価額
申込受付日の翌営業日の前日の基準価額
- (3) 解約手数料
かかりません。
- (4) 信託財産留保額
ありません。
- (5) 解約代金
解約価額に、申込受付日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の収益分配金を含めた額とします。
- (6) 支払日
原則として申出日から起算して5営業日目に、販売会社において、受益者に支払います。
受益者が自己の保有する受益権のすべてについて換金の申出を行った場合、申出日から申込受付日までに収益分配金の再投資により取得する受益権についても申出があったものとみなします。また、金額指定による換金の申出の場合、当該金額によっては申出日から申込受付日までに収益分配金の再投資により取得する受益権についても申出があったものとみなす場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。）

* 基準価額 = 純資産総額 ÷ 受益権総口数

ファンドの主な投資対象の評価方法

・公社債等

以下のいずれかの方法で評価します。

- (a) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- (b) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。）
- (c) 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成19年6月18日以降、無期限とします。

(4)【計算期間】

信託期間中の各1日とします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

(5) 【その他】

ファンドの償還条件等

- a. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、一部解約により信託契約締結日から3年目を経過した日以降に受益権の総口数が30億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、信託の終了について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d. 解約しようとする旨の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- e. 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g. d. から f. までについては、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- j. 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、1ヵ月を下らない一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- k. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または委託会社または受益者が裁判所に受託会社の解任を請求し裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 信託約款の変更内容が重大なものについて、変更しようとする旨およびその内容の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- d. 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。

- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、a. からe. までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務の委託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年5月および11月を基準とします。）および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を経由して知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

また、運用報告書を補完することを目的として、週次または月次に運用状況等を記載した情報提供資料を作成し、ホームページ等において受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は毎月1回、1ヵ月分（前月の最終営業日（この信託の契約締結日を含む月については契約締結日）から当月の最終営業日の前日までの期間に係る収益分配金の合計金額）をまとめて、最終営業日に収益分配金に対する税金を差引いた後で自動的に無手数料で再投資されます。

（注）再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金および信託終了時において受益者に支払うべき収益分配金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

解約金および信託の解約に係る受益権に帰属する収益分配金は、原則として申出日から起算して5営業日目に、販売会社において、受益者に支払います。収益分配金は、申出日から申込受付日の前日まで計上

した再投資前の収益分配金を含みます。

なお、換金には制限があります。くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

(4) 帳簿書類閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10特定期間（平成23年12月1日から平成24年5月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
 【フリー・ファイナンシャル・ファンド】
 (1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第9特定期間末 平成23年11月30日現在 | 第10特定期間末 平成24年5月31日現在 |
|-----------------|--------------------------|--------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 3,495,450,667 | 1,760,474,693 |
| コマーシャル・ペーパー | 21,999,501,577 | 26,999,411,304 |
| 現先取引勘定 | 19,995,776,035 | 20,996,136,260 |
| 未収利息 | 65,721 | 64,175 |
| 流動資産合計 | 45,490,794,000 | 49,756,086,432 |
| 資産合計 | 45,490,794,000 | 49,756,086,432 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 100,079 | 109,463 |
| 未払受託者報酬 | 1,740 | 1,903 |
| 未払委託者報酬 | 24,112 | 26,373 |
| その他未払費用 | 652 | 713 |
| 流動負債合計 | 126,583 | 138,452 |
| 負債合計 | 126,583 | 138,452 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 45,490,663,173 | 49,755,944,711 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 4,244 | 3,269 |
| 元本等合計 | 45,490,667,417 | 49,755,947,980 |
| 純資産合計 | 45,490,667,417 | 49,755,947,980 |
| 負債純資産合計 | 45,490,794,000 | 49,756,086,432 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第9特定期間 自 平成23年 6月 1日 至 平成23年11月30日 | 第10特定期間 自 平成23年12月 1日 至 平成24年 5月31日 |
|---|--|---|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 27,031,945 | 25,274,312 |
| 営業収益合計 | 27,031,945 | 25,274,312 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 365,159 | 340,718 |
| 委託者報酬 | 5,027,896 | 4,700,628 |
| その他費用 | 133,590 | 125,505 |
| 営業費用合計 | 5,526,645 | 5,166,851 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 21,505,300 | 20,107,461 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 21,505,300 | 20,107,461 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 21,505,300 | 20,107,461 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | - | - |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 5,257 | 4,244 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | - |
| 分配金 | 21,506,313 | 20,108,436 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 4,244 | 3,269 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 第10特定期間 自 平成23年12月 1日 至 平成24年 5月31日 |
|--------------------|---|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法 | コマーシャル・ペーパー 原則として時価で評価しております。 時価評価に当っては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 |
| 2. 費用・収益の計上基準 | 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 |
| 3. その他 | 当ファンドは日々決算を行っておりますが、6ヵ月毎に財務諸表を作成しております。財務諸表の作成期間は「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）により、平成23年12月 1日から平成24年 5月31日までとなっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 第9特定期間末 (平成23年11月30日現在) | 第10特定期間末 (平成24年 5月31日現在) |
|---|---|
| 1. 特定期間の末日における受益権の総数 45,490,663,173口 | 1. 特定期間の末日における受益権の総数 49,755,944,711口 |
| 2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.0000円 (1万口当たりの純資産額 10,000円) | 2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.0000円 (1万口当たりの純資産額 10,000円) |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 第9特定期間 自 平成23年 6月 1日 至 平成23年11月30日 | 第10特定期間 自 平成23年12月 1日 至 平成24年 5月31日 |
|--|--|
| <p>分配金の計算過程</p> <p>原則として、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を収益分配金に充当しております。</p> <p>特定期間における分配対象金額21,510,557円のうち、21,506,313円を分配金額としております。</p> | <p>分配金の計算過程</p> <p>原則として、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を収益分配金に充当しております。</p> <p>特定期間における分配対象金額20,111,705円のうち、20,108,436円を分配金額としております。</p> |

（金融商品に関する注記）

| 第9特定期間 自 平成23年 6月 1日 至 平成23年11月30日 | 第10特定期間 自 平成23年12月 1日 至 平成24年 5月31日 |
|---|--|
| <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）2 有価証券関係」に記載しております。これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。</p> | <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> <p>市場リスクの管理 同左</p> <p>信用リスクの管理 同左</p> |

| | |
|---|---|
| <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>(2) 時価の算定方法 コマーシャル・ペーパー 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> | <p>流動性リスクの管理 同左</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左</p> <p>(2) 時価の算定方法 コマーシャル・ペーパー 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> |
|---|---|

(関連当事者との取引に関する注記)

| | |
|---|---|
| 第9特定期間 自 平成23年 6月 1日 至 平成23年11月30日 | 第10特定期間 自 平成23年12月 1日 至 平成24年 5月31日 |
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。 | 同左 |

(重要な後発事象に関する注記)

| |
|---|
| 第10特定期間 自 平成23年12月 1日 至 平成24年 5月31日 |
| 該当事項はありません。 |

(その他の注記)

1 元本の増減

| 第9特定期間末 (平成23年11月30日現在) | | 第10特定期間末 (平成24年 5月31日現在) | |
|----------------------------|-----------------|-----------------------------|-----------------|
| 期首元本額 | 59,526,162,628円 | 期首元本額 | 45,490,663,173円 |
| 期中追加設定元本額 | 50,018,678,930円 | 期中追加設定元本額 | 43,669,736,996円 |
| 期中一部解約元本額 | 64,054,178,385円 | 期中一部解約元本額 | 39,404,455,458円 |

2 有価証券関係

| 第9特定期間末 (平成23年11月30日現在) | | 第10特定期間末 (平成24年 5月31日現在) | |
|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|----------------------------|
| 売買目的有価証券 | | 売買目的有価証券 | |
| 種類 | 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円) | 種類 | 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円) |
| コマーシャル・ペーパー | 63,693 | コマーシャル・ペーパー | 77,473 |
| 合計 | 63,693 | 合計 | 77,473 |

3 デリバティブ取引関係

| 第9特定期間末 (平成23年11月30日現在) | 第10特定期間末 (平成24年 5月31日現在) |
|----------------------------|-----------------------------|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成24年 5月31日現在

| 種類 | 銘柄 | 券面総額（円） | 評価額（円） | 備考 |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|----|
| コマーシャル・ ペーパー | 帝人 | 3,000,000,000 | 2,999,914,521 | |
| | ユニー | 2,000,000,000 | 1,999,999,998 | |
| | ユニー | 1,000,000,000 | 999,988,487 | |
| | ユニー | 1,000,000,000 | 999,985,612 | |
| | みずほフィナンシャルグループ | 4,000,000,000 | 3,999,872,224 | |
| | 三井住友ファイナンス&リース | 4,000,000,000 | 3,999,931,612 | |
| | 伊藤忠商事 | 4,000,000,000 | 3,999,943,013 | |
| | 新日本製鐵 | 4,000,000,000 | 3,999,838,910 | |
| | 日本証券金融 | 2,000,000,000 | 1,999,959,725 | |
| | 日野自動車 | 2,000,000,000 | 1,999,977,202 | |
| コマーシャル・ペーパー 合計 | | 27,000,000,000 | 26,999,411,304 | |
| 合計 | | 27,000,000,000 | 26,999,411,304 | |

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成24年6月30日現在)

| | |
|----------------------|------------------|
| 資産総額 | 46,453,303,092 円 |
| 負債総額 | 268,724 円 |
| 純資産総額(-) | 46,453,034,368 円 |
| 発行済数量 | 46,453,031,986 口 |
| 1単位(1万口)当たり純資産額(/) | 10,000 円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 投資信託受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

2 受益者等名簿

該当事項はありません。

3 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限

該当事項はありません。

(注) ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めた場合またはやむをえない事情があると判断した場合は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしがって取扱われます。

償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権について

は原則として取得申込者（とします。）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成24年6月末現在：26億8千万円

会社が発行する株式総数：50,000株

発行済株式総数：12,998株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

また、取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

投資運用の意思決定機構

投資環境検討会議にて経済環境や投資環境についての検討を行い、運用会議にてファンドの運用方針を決定し、ファンドマネージャーは運用方針に基づき運用計画を作成し、売買に関する指図を行います。

投資環境検討会議は、取締役社長、運用および調査関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月1回開催され、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について分析し検討を行います。

運用会議には株式運用会議、債券運用会議等があり、運用関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月1回開催され、ファンドの運用方針を決定します。

ファンドマネージャーは運用会議に運用方針計画書を提出し承認された後、運用実施計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。

上記のほか、運用部門から独立したリスク管理担当部署において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年6月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下の通りです。

| 種類 | | 本数（本） | 純資産総額（百万円） |
|----|---------|-------|------------|
| 公募 | 株式投資信託 | 単体型 | 0 |
| | | 追加型 | 113 |
| | 公社債投資信託 | 単体型 | 0 |
| | | 追加型 | 6 |
| 私募 | 証券投資信託 | 8 | 37,566 |
| 合計 | | 127 | 3,167,866 |

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。
- 2．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

| | | 第14期 (平成23年3月31日現在) | | 第15期 (平成24年3月31日現在) | |
|----------|----------|------------------------|-------------|------------------------|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(千円) | | 金額(千円) | |
| (資産の部) | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 預金 | | | 7,239,696 | | 645,924 |
| 有価証券 | | | 30,421,863 | | 19,788,098 |
| 前払費用 | | | 68,685 | | 68,093 |
| 未収委託者報酬 | | | 2,510,077 | | 1,711,607 |
| 未収収益 | | | 285,384 | | 323,851 |
| 繰延税金資産 | | | 468,206 | | 310,314 |
| その他 | | | 33,127 | | 103,911 |
| 流動資産計 | | | 41,027,040 | | 22,951,799 |
| 固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | | | 591,282 | | 598,542 |
| 建物 | 1 | 228,542 | | 256,595 | |
| 器具備品 | 1 | 173,762 | | 155,252 | |
| 土地 | | 186,000 | | 186,000 | |
| リース資産 | 1 | 2,977 | | 694 | |
| 無形固定資産 | | | 1,526,666 | | 1,357,447 |
| ソフトウェア | | 1,526,287 | | 1,357,131 | |
| その他 | | 378 | | 316 | |
| 投資その他の資産 | | | 68,684,254 | | 62,559,102 |
| 投資有価証券 | | 67,806,337 | | 61,686,303 | |
| 従業員貸付金 | | 14,275 | | 10,675 | |
| 長期差入保証金 | | 518,192 | | 513,691 | |
| 繰延税金資産 | | 323,668 | | 267,493 | |
| その他 | | 92,580 | | 151,739 | |
| 貸倒引当金 | | 70,800 | | 70,800 | |
| 固定資産計 | | | 70,802,203 | | 64,515,092 |
| 資産合計 | | | 111,829,244 | | 87,466,891 |

| | | 第14期 (平成23年3月31日現在) | | 第15期 (平成24年3月31日現在) | |
|------------------|----------|------------------------|-------------|------------------------|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(千円) | | 金額(千円) | |
| (負債の部) | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| リース債務 | | | 940 | | 728 |
| 預り金 | | | 40,975 | | 41,408 |
| 未払金 | | | 1,188,372 | | 773,635 |
| 未払収益分配金 | | 1,473 | | 1,252 | |
| 未払償還金 | | 67,323 | | 66,827 | |
| 未払手数料 | | 1,041,886 | | 678,718 | |
| その他未払金 | | 77,689 | | 26,836 | |
| 未払費用 | | | 744,790 | | 527,731 |
| 未払法人税等 | | | 3,306,998 | | 2,247,333 |
| 賞与引当金 | | | 469,531 | | 365,763 |
| 役員賞与引当金 | | | 78,000 | | 54,000 |
| 流動負債計 | | | 5,829,607 | | 4,010,601 |
| 固定負債 | | | | | |
| リース債務 | | | 2,186 | | - |
| 時効後支払損引当金 | | | 41,620 | | 17,096 |
| 退職給付引当金 | | | 627,026 | | 586,157 |
| 役員退職慰労引当金 | | | 188,020 | | 258,300 |
| 固定負債計 | | | 858,854 | | 861,554 |
| 負債合計 | | | 6,688,461 | | 4,872,156 |
| (純資産の部) | | | | | |
| 株主資本 | | | | | |
| 資本金 | | | 2,680,000 | | 2,680,000 |
| 資本剰余金 | | | 670,000 | | 670,000 |
| 資本準備金 | | 670,000 | | 670,000 | |
| 利益剰余金 | | | 101,609,762 | | 79,031,005 |
| その他利益剰余金 | | 101,609,762 | | 79,031,005 | |
| 繰越利益剰余金 | | 101,609,762 | | 79,031,005 | |
| 自己株式 | | | 45,329 | | 48,261 |
| 株主資本合計 | | | 104,914,433 | | 82,332,743 |
| 評価・換算差額等 | | | | | |
| その他有価証券評 価差額金 | | | 226,349 | | 261,991 |
| 評価・換算差額等合計 | | | 226,349 | | 261,991 |
| 純資産合計 | | | 105,140,782 | | 82,594,735 |
| 負債・純資産合計 | | | 111,829,244 | | 87,466,891 |

（ 2 ）【損益計算書】

| 区分 | 注記 番号 | 第14期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日 | | 第15期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日 | |
|-----------|----------|---|------------|---|------------|
| | | 金額（千円） | | 金額（千円） | |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | | 53,057,918 | | 42,241,566 |
| 投資顧問料 | | | 145,088 | | 758,202 |
| 営業収益計 | | | 53,203,006 | | 42,999,769 |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | | | 22,757,130 | | 17,339,069 |
| 広告宣伝費 | | | 559,674 | | 421,174 |
| 公告費 | | | 1,740 | | 1,040 |
| 調査費 | | | 4,340,176 | | 4,260,668 |
| 調査費 | | 677,966 | | 688,508 | |
| 委託調査費 | | 3,662,209 | | 3,572,159 | |
| 委託計算費 | | | 373,337 | | 389,943 |
| 営業雑経費 | | | 871,573 | | 654,595 |
| 通信費 | | 123,495 | | 107,705 | |
| 印刷費 | | 692,730 | | 500,668 | |
| 協会費 | | 43,585 | | 36,089 | |
| 諸会費 | | 3,786 | | 3,849 | |
| 諸経費 | | 7,974 | | 6,283 | |
| 営業費用計 | | | 28,903,633 | | 23,066,491 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | | 3,419,609 | | 3,431,770 |
| 役員報酬 | | 206,025 | | 200,295 | |
| 給与・手当 | | 2,828,348 | | 2,878,932 | |
| 賞与 | | 385,235 | | 352,543 | |
| 賞与引当金繰入 | | | 465,831 | | 365,763 |
| 役員賞与引当金繰入 | | | 74,250 | | 54,000 |
| 福利厚生費 | | | 456,909 | | 452,347 |
| 交際費 | | | 57,878 | | 44,423 |
| 旅費交通費 | | | 222,106 | | 187,899 |
| 租税公課 | | | 131,762 | | 109,098 |

| 区分 | 注記 番号 | 第14期 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日 | | 第15期 自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日 | |
|-------------------------|----------|--|------------|--|------------|
| | | 金額（千円） | | 金額（千円） | |
| 不動産賃借料 | | | 580,788 | | 597,677 |
| 退職給付費用 | | | 230,478 | | 234,629 |
| 役員退職慰労引当金 繰入 | | | 76,190 | | 70,280 |
| 固定資産減価償却費 | | | 633,508 | | 726,395 |
| 諸経費 | | | 1,288,112 | | 1,376,509 |
| 一般管理費計 | | | 7,637,425 | | 7,650,794 |
| 営業利益 | | | 16,661,947 | | 12,282,483 |
| 営業外収益 | | | | | |
| 受取配当金 | | | 3,486 | | 2,433 |
| 有価証券利息 | | | 854,305 | | 535,366 |
| 受取利息 | | | 777 | | 1,059 |
| 時効成立分配金・償 還金 | | | 7,326 | | 934 |
| その他 | | | 4,666 | | 28,794 |
| 営業外収益計 | | | 870,561 | | 568,587 |
| 営業外費用 | | | | | |
| 投資有価証券売却損 | 1 | | - | | 95,889 |
| その他 | | | 685 | | 23,280 |
| 営業外費用計 | | | 685 | | 119,169 |
| 経常利益 | | | 17,531,824 | | 12,731,901 |
| 特別利益 | | | | | |
| 投資有価証券売却益 | | | 625 | | 11,814 |
| 特別利益計 | | | 625 | | 11,814 |
| 特別損失 | | | | | |
| 投資有価証券売却損 | | | 14,281 | | 5,519 |
| 投資有価証券評価減 | | | - | | 8,986 |
| 固定資産除却損 | | | - | | 19,828 |
| ゴルフ会員権評価減 | | | 5,600 | | - |
| 資産除去債務会計基準 の適用に伴う影響額 | | | 6,160 | | - |
| 特別損失計 | | | 26,041 | | 34,334 |
| 税引前当期純利益 | | | 17,506,407 | | 12,709,381 |
| 法人税、住民税 及び事業税 | | | 6,974,097 | | 5,101,265 |
| 法人税等調整額 | | | 175,798 | | 183,253 |
| 当期純利益 | | | 10,356,511 | | 7,424,862 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

| | 第14期 | 第15期 |
|--------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| | 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日 | 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日 |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高及び当期末残高 | 2,680,000 | 2,680,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 当期首残高及び当期末残高 | 670,000 | 670,000 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 当期首残高及び当期末残高 | 670,000 | 670,000 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 93,072,078 | 101,609,762 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 1,818,828 | 30,003,619 |
| 当期純利益 | 10,356,511 | 7,424,862 |
| 当期変動額合計 | 8,537,683 | 22,578,757 |
| 当期末残高 | 101,609,762 | 79,031,005 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 93,072,078 | 101,609,762 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 1,818,828 | 30,003,619 |
| 当期純利益 | 10,356,511 | 7,424,862 |
| 当期変動額合計 | 8,537,683 | 22,578,757 |
| 当期末残高 | 101,609,762 | 79,031,005 |
| 自己株式 | | |
| 当期首残高 | 23,003 | 45,329 |
| 当期変動額 | | |
| 自己株式の取得 | 22,326 | 2,932 |
| 当期変動額合計 | 22,326 | 2,932 |
| 当期末残高 | 45,329 | 48,261 |

（単位：千円）

| | 第14期 | 第15期 |
|---------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日 | 自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日 |
| 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 96,399,075 | 104,914,433 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 1,818,828 | 30,003,619 |
| 当期純利益 | 10,356,511 | 7,424,862 |
| 自己株式の取得 | 22,326 | 2,932 |
| 当期変動額合計 | 8,515,357 | 22,581,689 |
| 当期末残高 | 104,914,433 | 82,332,743 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期首残高 | 507,233 | 226,349 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 280,883 | 35,642 |
| 当期変動額合計 | 280,883 | 35,642 |
| 当期末残高 | 226,349 | 261,991 |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 507,233 | 226,349 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 280,883 | 35,642 |
| 当期変動額合計 | 280,883 | 35,642 |
| 当期末残高 | 226,349 | 261,991 |
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 96,906,308 | 105,140,782 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 1,818,828 | 30,003,619 |
| 当期純利益 | 10,356,511 | 7,424,862 |
| 自己株式の取得 | 22,326 | 2,932 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 280,883 | 35,642 |
| 当期変動額合計 | 8,234,473 | 22,546,047 |
| 当期末残高 | 105,140,782 | 82,594,735 |

[重要な会計方針]

第15期
自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

第15期

自 平成23年4月1日

至 平成24年3月31日

(6) 時効後支払損引当金

負債計上を中止した未払収益分配金及び未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

[追加情報]

第15期

自 平成23年4月1日

至 平成24年3月31日

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

[注記事項]

（貸借対照表関係）

| 第14期 （平成23年3月31日現在） | 第15期 （平成24年3月31日現在） |
|------------------------------|------------------------------|
| 1.有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 | 1.有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 |
| 建物 519,490千円 | 建物 524,237千円 |
| 器具備品 547,771千円 | 器具備品 541,609千円 |
| リース資産 5,791千円 | リース資産 3,471千円 |

（損益計算書関係）

| 第14期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日 | 第15期 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日 |
|-----------------------------------|---------------------------------------|
| | 1.当社が運用等を行う投資信託の受益権を解約したことによるものであります。 |

（株主資本等変動計算書関係）

・第14期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数（単位：株）

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|---------------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 普通株式 | 12,998 | - | - | 12,998 |

2.自己株式の種類及び株式数（単位：株）

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|--------------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 自己株式 普通株式 | 6 | 3 | - | 9 |

（注）増加は端株の買取りによるものであります。

3.配当に関する事項

（1）配当金の支払額

| （決議） | 株式の 種類 | 配当金の 総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|------------|--------------|------------|------------|
| 平成22年6月28日 定時株主総会 | 普通 株式 | 1,818百万円 | 140,000円 | 平成22年3月31日 | 平成22年6月29日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成23年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| (決議) | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
| 平成23年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益 剰余金 | 30,003百万円 | 2,310,000円 | 平成23年3月31日 | 平成23年6月28日 |

・第15期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|---------------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 普通株式 | 12,998 | - | - | 12,998 |

2. 自己株式の種類及び株式数

(単位：株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|--------------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 自己株式 普通株式 | 9 | 0 | - | 10 |

(注) 増加は端株の買取りによるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|----------|-----------|------------|------------|------------|
| 平成23年6月27日 定時株主総会 | 普通 株式 | 30,003百万円 | 2,310,000円 | 平成23年3月31日 | 平成23年6月28日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成24年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| (決議) | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|----------|-----------|----------|----------|------------|------------|
| 平成24年6月27日 定時株主総会 | 普通 株式 | 利益 剰余金 | 1,883百万円 | 145,000円 | 平成24年3月31日 | 平成24年6月28日 |

(リース取引関係)

| 第14期 (平成23年3月31日現在) | 第15期 (平成24年3月31日現在) |
|---|---|
| 借主側 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 | 借主側 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 |
| 1年内 570,834千円 | 1年内 546,428千円 |
| 1年超 1,479,989千円 | 1年超 933,561千円 |
| 合計 2,050,823千円 | 合計 1,479,989千円 |

（金融商品関係）

第14期

自 平成22年4月1日

至 平成23年3月31日

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用は安全性の高い金融資産を中心に行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、銀行の信用リスクに晒されていますが数行に分散して預入れしており、リスクの軽減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、主として国内債券及び投資信託であります。有価証券及び投資有価証券は、価格変動リスク、金利リスク等の市場リスクに晒されていますが、定期的な時価や発行体等の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から当社に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少となっております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|--------------|-------------|--------|
| (1) 預金 | 7,239,696 | 7,239,696 | - |
| (2) 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 21,779,521 | 21,870,039 | 90,517 |
| その他有価証券 | 76,317,849 | 76,317,849 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 2,510,077 | 2,510,077 | - |
| 資産計 | 107,847,144 | 107,937,662 | 90,517 |
| (1) 未払手数料 | 1,041,886 | 1,041,886 | - |
| (2) 未払法人税等 | 3,306,998 | 3,306,998 | - |
| 負債計 | 4,348,885 | 4,348,885 | - |

(注1)

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

(1) 預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

第14期
自 平成22年 4月 1日
至 平成23年 3月31日

(3) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|-----------|----------|
| 非上場株式（*1） | 130,830 |

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

(注3)

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

| 区分 | 1年以内 | 1年超 3年以内 | 3年超 5年以内 |
|-----------------------|------------|-------------|-------------|
| 預金 | 7,239,696 | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | | | |
| (1) 国債 | - | - | - |
| (2) 社債 | 8,500,000 | 3,200,000 | - |
| (3) その他 | 6,156,000 | 3,900,000 | - |
| その他有価証券のうち満期があるもの(債券) | | | |
| (1) 国債 | 9,500,000 | 15,100,000 | 10,700,000 |
| (2) 社債 | 4,418,000 | 14,609,200 | 2,400,000 |
| (3) その他 | 1,772,000 | 3,002,000 | 6,050,000 |
| 未収委託者報酬 | 2,510,077 | - | - |
| 合計 | 40,095,773 | 39,811,200 | 19,150,000 |

第15期
自 平成23年 4月 1日
至 平成24年 3月31日

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用は安全性の高い金融資産を中心に行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、銀行の信用リスクに晒されていますが数行に分散して預入れしており、リスクの軽減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、主として国内債券及び投資信託であります。有価証券及び投資有価証券は、価格変動リスク、金利リスク等の市場リスクに晒されていますが、定期的に時価や発行体等の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から当社に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|--------------|------------|-------|
| (1) 預金 | 645,924 | 645,924 | - |
| (2) 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 7,103,544 | 7,111,072 | 7,527 |
| その他有価証券 | 74,240,027 | 74,240,027 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 1,711,607 | 1,711,607 | - |
| 資産計 | 83,701,103 | 83,708,631 | 7,527 |
| (1) 未払手数料 | 678,718 | 678,718 | - |
| (2) 未払法人税等 | 2,247,333 | 2,247,333 | - |
| 負債計 | 2,926,052 | 2,926,052 | - |

(注1)

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

(1) 預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

第15期
自 平成23年 4 月 1 日
至 平成24年 3 月31日

(3) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|-----------|----------|
| 非上場株式(*1) | 130,830 |

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

(注3)

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| 区分 | 1年以内 | 1年超 3年以内 | 3年超 5年以内 |
|-----------------------|------------|-------------|-------------|
| 預金 | 645,924 | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | | | |
| (1) 国債 | - | - | - |
| (2) 社債 | 3,200,000 | - | - |
| (3) その他 | 3,900,000 | - | - |
| その他有価証券のうち満期があるもの(債券) | | | |
| (1) 国債 | 1,500,000 | 27,700,000 | 10,200,000 |
| (2) 社債 | 8,909,200 | 8,100,000 | - |
| (3) その他 | 2,202,000 | 6,850,000 | - |
| 未収委託者報酬 | 1,711,607 | - | - |
| 合計 | 22,068,731 | 42,650,000 | 10,200,000 |

(有価証券関係)

. 第14期（平成23年3月31日）

1. 満期保有目的の債券（単位：千円）

| | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------------|-----|--------------|------------|---------|
| 時価が貸借対照表 計上額を超えるもの | 国債 | - | - | - |
| | 社債 | 9,014,498 | 9,061,107 | 46,608 |
| | その他 | 10,063,217 | 10,126,664 | 63,447 |
| | 小計 | 19,077,715 | 19,187,771 | 110,055 |
| 時価が貸借対照表 計上額を超えないもの | 国債 | - | - | - |
| | 社債 | 2,701,805 | 2,682,268 | 19,537 |
| | その他 | - | - | - |
| | 小計 | 2,701,805 | 2,682,268 | 19,537 |
| 合計 | | 21,779,521 | 21,870,039 | 90,517 |

2. その他有価証券（単位：千円）

| | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
|------------------------------|---------|--------------|------------|---------|
| 貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの | (1) 株式 | 42,349 | 17,443 | 24,906 |
| | (2) 債券 | | | |
| | 国債 | 18,535,440 | 18,505,375 | 30,064 |
| | 社債 | 17,604,671 | 17,490,777 | 113,893 |
| | その他 | 9,493,337 | 9,457,852 | 35,484 |
| | (3) その他 | 3,990,588 | 3,760,936 | 229,651 |
| | 小計 | 49,666,386 | 49,232,386 | 434,000 |
| 貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの | (1) 株式 | 13,127 | 22,084 | 8,957 |
| | (2) 債券 | | | |
| | 国債 | 17,096,521 | 17,123,188 | 26,667 |
| | 社債 | 4,142,440 | 4,166,134 | 23,694 |
| | その他 | 1,614,711 | 1,615,347 | 635 |
| | (3) その他 | 3,784,662 | 3,895,434 | 110,771 |
| | 小計 | 26,651,462 | 26,822,188 | 170,726 |
| 合計 | | 76,317,849 | 76,054,575 | 263,274 |

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額130,830千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

(単位:千円)

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---------|--------|---------|---------|
| (1) 株式 | 11,622 | 625 | 14,281 |
| (2) 債券 | | | |
| 国債 | - | - | - |
| 社債 | - | - | - |
| その他 | - | - | - |
| (3) その他 | - | - | - |
| 合計 | 11,622 | 625 | 14,281 |

．第15期（平成24年3月31日）

1．満期保有目的の債券（単位：千円）

| | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------------|-----|--------------|-----------|--------|
| 時価が貸借対照表 計上額を超えるもの | 国債 | - | - | - |
| | 社債 | 1,802,119 | 1,807,716 | 5,596 |
| | その他 | 3,901,258 | 3,915,472 | 14,213 |
| | 小計 | 5,703,378 | 5,723,188 | 19,809 |
| 時価が貸借対照表 計上額を超えないもの | 国債 | - | - | - |
| | 社債 | 1,400,165 | 1,387,884 | 12,281 |
| | その他 | - | - | - |
| | 小計 | 1,400,165 | 1,387,884 | 12,281 |
| 合計 | | 7,103,544 | 7,111,072 | 7,527 |

2．その他有価証券（単位：千円）

| | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
|------------------------------|---------|--------------|------------|---------|
| 貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの | (1) 株式 | 45,973 | 20,927 | 25,045 |
| | (2) 債券 | | | |
| | 国債 | 32,119,229 | 32,032,316 | 86,912 |
| | 社債 | 15,707,088 | 15,621,406 | 85,682 |
| | その他 | 9,281,508 | 9,216,014 | 65,494 |
| | (3) その他 | 3,231,406 | 2,988,482 | 242,924 |
| | 小計 | 60,385,207 | 59,879,147 | 506,060 |
| 貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの | (1) 株式 | 9,614 | 9,614 | - |
| | (2) 債券 | | | |
| | 国債 | 7,742,191 | 7,743,808 | 1,617 |
| | 社債 | 1,482,321 | 1,509,884 | 27,563 |
| | その他 | - | - | - |
| | (3) その他 | 4,620,694 | 4,767,842 | 147,148 |
| | 小計 | 13,854,820 | 14,031,149 | 176,329 |
| 合計 | | 74,240,027 | 73,910,296 | 329,730 |

（注1）取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のある株式について8,986千円減損処理を行っております。なお、事業年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。

（注2）非上場株式（貸借対照表計上額130,830千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---------|------------|---------|---------|
| (1) 株式 | - | - | - |
| (2) 債券 | | | |
| 国債 | 17,147,914 | 11,814 | 5,519 |
| 社債 | - | - | - |
| その他 | - | - | - |
| (3) その他 | 2,629,438 | 13 | 95,889 |
| 合計 | 19,777,352 | 11,827 | 101,408 |

（デリバティブ取引関係）

| 第14期 （平成23年3月31日現在） | 第15期 （平成24年3月31日現在） |
|------------------------|------------------------|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

（税効果会計関係）

| 第14期 （平成23年3月31日現在） | 第15期 （平成24年3月31日現在） |
|---|---|
| 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 |
| 繰延税金資産（千円） | 繰延税金資産（千円） |
| 投資有価証券評価減 294,734 | 投資有価証券評価減 261,929 |
| ゴルフ会員権評価減 68,163 | ゴルフ会員権評価減 59,835 |
| 賞与引当金 190,629 | 賞与引当金 139,026 |
| 退職給付引当金 254,572 | 退職給付引当金 187,822 |
| 役員退職慰労引当金 76,336 | 役員退職慰労引当金 92,058 |
| 時効後支払損引当金 16,898 | 時効後支払損引当金 6,093 |
| 事業税及び事業所税 249,057 | 事業税及び事業所税 160,347 |
| 減損損失 351,074 | 減損損失 306,912 |
| その他 70,419 | その他 85,655 |
| 繰延税金資産小計 1,571,885 | 繰延税金資産小計 1,299,681 |
| 評価性引当額 742,716 | 評価性引当額 653,911 |
| 繰延税金資産合計 829,168 | 繰延税金資産合計 645,769 |
| 繰延税金負債（千円） | 繰延税金負債（千円） |
| 未収配当金 368 | 未収配当金 223 |
| その他有価証券評価差額金 36,925 | その他有価証券評価差額金 67,739 |
| 繰延税金負債合計 37,293 | 繰延税金負債合計 67,962 |
| 差引：繰延税金資産の純額 791,875 | 差引：繰延税金資産の純額 577,807 |
| 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |
| 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。 | 同左 |

| 第14期 (平成23年3月31日現在) | 第15期 (平成24年3月31日現在) |
|------------------------|--|
| | <p data-bbox="823 230 1465 300">3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p data-bbox="834 356 1465 853">経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.6%から、回収または支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.01%、平成27年4月1日以降のものについては35.64%にそれぞれ変更されております。</p> <p data-bbox="834 869 1465 1066">その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が56,964千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が66,391千円、その他有価証券評価差額金額が9,427千円、それぞれ増加しております。</p> |

（退職給付関係）

第14期

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2．退職給付債務に関する事項（平成23年3月31日現在）

| | |
|------------------------|-------------|
| (1) 退職給付債務 | 1,968,146千円 |
| (2) 年金資産 | 1,153,361 |
| (3) 未認識数理計算上の差異 | 187,757 |
| (4) 退職給付引当金(1)+(2)+(3) | 627,026 |

3．退職給付費用に関する事項（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| (1) 勤務費用 | 164,361千円 |
| (2) 利息費用 | 33,939 |
| (3) 期待運用収益 | 17,115 |
| (4) 会計基準変更時差異の費用処理額 | - |
| (5) 数理計算上の差異の費用処理額 | 17,274 |
| (6) その他（注） | 32,017 |
| (7) 退職給付費用(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6) | 230,478 |

（注）確定拠出年金への掛金拠出額であります。

4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- (1) 退職給付見込額の期間按分方法 期間定額基準
- (2) 割引率 1.8%
- (3) 期待運用収益率 1.8%
- (4) 数理計算上の差異の処理年数 10年
- (5) 会計基準変更時差異の処理年数 適用初年度において一括費用処理しております。

第15期

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項（平成24年3月31日現在）

| | |
|----------------------------|-------------|
| (1) 退職給付債務 | 2,112,696千円 |
| (2) 年金資産 | 1,396,989 |
| (3) 未認識数理計算上の差異 | 188,709 |
| (4) 前払年金費用 | 59,159 |
| (5) 退職給付引当金(1)+(2)+(3)+(4) | 586,157 |

3. 退職給付費用に関する事項（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

| | |
|---|-----------|
| (1) 勤務費用 | 163,634千円 |
| (2) 利息費用 | 35,426 |
| (3) 期待運用収益 | 20,760 |
| (4) 会計基準変更時差異の費用処理額 | - |
| (5) 数理計算上の差異の費用処理額 | 22,825 |
| (6) その他（注） | 33,503 |
| (7) 退職給付費用(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) | 234,629 |

（注）確定拠出年金への掛金拠出額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- (1) 退職給付見込額の期間按分方法 期間定額基準
- (2) 割引率 1.8%
- (3) 期待運用収益率 1.8%
- (4) 数理計算上の差異の処理年数 10年
- (5) 会計基準変更時差異の処理年数 適用初年度において一括費用処理しております。

（セグメント情報等）

第14期
自 平成22年4月1日
至 平成23年3月31日

セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1．製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第15期
自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日

セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

・第14期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．関連当事者との取引

該当事項はありません。

2．親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ証券ホールディングス株式会社（非上場）

・第15期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-------------|-------------------------------|-------------|-----------|----------------|----------------|--|---------------------------|-----------------|-----------|---------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJ モルガン・スタンレー 証券株式会社 | 東京都 千代田区 | 405 億円 | 金融 商品 取引 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1) | 3,217,788 千円 | 未払 手数料 | 162,450 千円 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（注2）上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めておりません。

2．親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ証券ホールディングス株式会社（非上場）

（ 1株当たり情報）

| <p style="text-align: center;">第14期 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日</p> | <p style="text-align: center;">第15期 自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日</p> |
|---|---|
| <p>1株当たり純資産額 8,094,863円52銭 1株当たり当期純利益 797,209円72銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 10,356,511千円 普通株式に係る当期純利益 10,356,511千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 - 千円 普通株式の期中平均株式数 12,990株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。</p> | <p>1株当たり純資産額 6,359,257円46銭 1株当たり当期純利益 571,651円62銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 7,424,862千円 普通株式に係る当期純利益 7,424,862千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 - 千円 普通株式の期中平均株式数 12,988株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。</p> |

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) その行う投資運用業に関して、自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) その行う投資運用業に関して、運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと
- (5) 前記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

| 名称 | 資本金の額（百万円） 平成24年3月末現在 | 事業の内容 |
|---------------|--------------------------|--|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 324,279 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法、以下同じ。）に基づき信託業務を営んでいます。 |

<再信託受託会社の概要>（平成24年3月末現在）

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金：10,000百万円

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

| 名称 | 資本金の額（百万円） 平成24年3月末現在 | 事業の内容 |
|-----------------------|--------------------------|----------------------------------|
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 40,500 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 水戸証券株式会社 | 12,272 | |
| セントラル短資株式会社 | 5,000 | 主としてコール資金の貸付、またはその貸借の媒介を業としています。 |

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの財産の保管および管理等を行います。

(2) 販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

(1) 委託会社が保有する関係法人の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。

該当事項はありません。

(2) 関係法人が保有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。

受託会社

該当事項はありません。

販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- 1 目論見書の表紙または本文に写真、イラスト、キャッチ・コピー、ファンド名ロゴマーク、ロゴマーク入り社名もしくは社名を付加して使用すること、また社団法人投資信託協会の定めるファンドの商品分類、申込みに係る事項等を記載することがあります。
- 2 投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。
 - (1) ・当ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できます。
 - ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
 - ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
 - (2) ・当ファンドは、商品内容に関して重大な約款変更を行う場合、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
 - ・当ファンドの信託財産は、信託法に基づき、受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられています。
 - ・投資信託説明書（請求目論見書）は、投資者の請求により販売会社から交付されます。請求された場合には、その旨をご自身で記録しておいてください。
 - (3) 当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。
 - (4) 最新の運用実績は委託会社のホームページにてご確認いただけます。
 - (5) 課税上の取扱いは公社債投資信託となります。
- 3 投資信託説明書（請求目論見書）に、以下の文言の全部または一部を記載することがあります。
 - (1) ファンドは、公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
 - (2) 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
 - (3) 投資信託は、預金保険の対象ではありません。
 - (4) 投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本保証および利回り保証をするものではありません。
 - (5) 登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。
 - (6) 投資信託は、保険契約における保険金額とは異なり、受取金額等の保証はありません。
 - (7) 投資信託は、保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
 - (8) 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。
 - (9) 当ファンドにおける課税上の取扱いは公社債投資信託となります。
- 4 有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。グラフ、図表等に使用するファンドに関するデータは、あくまでも過去の運用実績であり、将来の投資成果を約束するものではありません。
- 5 投資信託約款の重要な事項を投資信託説明書（交付目論見書）に掲載し、投資信託約款の全文を投資信託説明書（請求目論見書）の巻末に掲載します。
- 6 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、委託会社のホームページ等に掲載します。
- 7 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」、「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成24年7月25日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフリー・ファイナンシャル・ファンドの平成23年12月1日から平成24年5月31日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フリー・ファイナンシャル・ファンドの平成24年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月27日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮田 八郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。